

緊急告知システム利用規約

知多半島ケーブルネットワーク株式会社(以下「甲」という。)とCATV事業施設によりサービス提供を受けるもの(以下「乙」という。)との間に結ばれる利用規約は以下の条項によるものとします。

第1条(利用規約の適用)

甲は、この緊急告知システム利用規約(以下「本規約」という。)を定め、これにより緊急告知サービス(以下「本サービス」という。)を提供します。

2 甲が別に定める加入契約約款、および甲が随時加入者に対し通知する追加規定(以下「個別規定等」という。)は、本規約の一部を構成するものとし、本規約と個別規定等との内容が異なる場合には、個別規定等が本規約に優先して適用されるものとします。

第2条(緊急地震速報)

緊急地震速報とは地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報です。

2 緊急地震速報には、情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは情報が間に合わないことがあります。また、ごく短時間のデータだけを使った情報であることから、予測された震度に誤差を伴うなどの限界もあります。緊急地震速報を適切に活用するためには、このような特性や限界を十分に理解する必要があります。

3 甲は、気象庁およびデータ配信者から地震発生の情報を受信した場合、即座に乙の属する地域における主要動の到達時間、震度を演算し、「震度4以上」の揺れが生じると予測された場合に、乙の設置した緊急告知端末(以下「端末」という。)に情報を配信し、通報を行います。なお、この通報は大きな揺れが到達する前に行うことを目標としますが、震源地と端末の位置関係・距離によっては、情報の配信が間に合わない場合もあります。

第3条(災害情報の提供)

甲は、前条の緊急地震速報以外に火災の発生(サイレン対応するもののみ)や災害の発生が予測され人命に関わる恐れがある場合の災害情報を行政と連携して提供します。

2 前項以外の情報提供をする場合は、可能な限りの方法(コミュニティチャンネル、及びホームページ等)において事前に乙へ連絡することとします。

第4条(損害賠償)

本サービスに関して、技術的な限界による誤報やシステム障害、端末故障等による情報の不達等甲の責に帰することのできない事由による損害において乙は、その損害賠償の請求を行わないものとします。

2 乙は甲の施設の維持管理に必要上サービス提供が一時的に停止することを承認するものとし、それに伴う損害賠償の請求を行わないものとします。

3 甲は、天災、事変、その他甲の責に帰することのできない事由によって、サービス提供の停止に基づく損害賠償には応じないものとします。

4 甲の責に帰する事由による情報の不達等によって生じた損害については、甲がその事実を知り得た日に属する月から起算し、本サービスを利用した該当月の1ヵ月分の月額利用料を限度に損害賠償に応じるものとします。

第5条(利用申込の条件)

本サービスの利用は甲の提供する放送サービス、又は通信サービスを利用されている方に限ります。

- 2 不特定多数の来場者、来客者の集まる場所での利用に関しては乙の責任において利用するものとします。
- 3 前各項の場合であって本規約に同意し甲が別に定める利用申込書を作成した方に限ります。

第6条(サービスの提供範囲)

サービスの提供範囲は甲が事業を行うエリア内とし、そのエリアに対して予測される災害等の規模が演算される範囲を区域ごとに区分した範囲とします。

2 本サービスを受信する端末は前項によって定められた範囲で作動する機器であるため、端末の設置場所が移動される場合は、甲へ連絡し再度位置情報を設定しなければならない。

第7条(料金)

乙は、甲が下表に定める料金表による、サービスの利用形態に応じた料金等を甲が指定する期日までに指定する方法で支払うものとします。

緊急告知端末	14,300円(税込)
端末設置基本工事料	4,400円(税込)
緊急地震速報月額利用料	220円(税込)

2 甲は、経済環境の変動、あるいは提供するサービス内容の拡充等により、料金の改定をすることがあります。

第8条(遵守事項)

乙は以下のことを心掛け本サービスを利用してください。

- ①本サービスは予測される災害情報を配信するものであり、身体・財物の安全・安心を保証するシステムではないことをご理解ください。
- ②災害情報が配信された場合においては乙の判断において行動をしてください。
- ③乙は本サービスの災害情報を得られる環境にある者が、緊急時に安全な行動を行えるよう日頃の防災訓練、啓蒙活動を行ってください。
- ④不特定多数の来場者、来客者の集まる場所での利用において本サービスの情報が配信された場合は、乙の責任において速やかに安全の確保と避難誘導を行ってください。
- ⑤端末の正常な動作確認を行ってください
 - ※1. 端末のランプが常に点灯していることをご確認ください
 - ※2. FM選局ボタンを押して、FM放送が受信できることを確認ください

第9条(利用規約の改定)

甲は、甲の提供するサービス内容の変更、社会情勢の変動等により本規約を改定することがあります。なお、本規約が変更されたときは、以後の契約条件は新しい規約によるものとします。

第10条(協議)

本規約に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

附則 甲は、特に必要があるときには、本規約を付することができるものとします。

- 2 この本規約は平成21年8月16日より施行します。
この本規約は平成26年4月1日より施行します。
この本規約は2019年10月1日より施行します。

